

商標にご用心！

「阪神優勝」の商標登録騒ぎが教えるもの

「阪神優勝」のロゴが商標登録されていたことから、阪神タイガース球団が運動具などのグッズに、この文字を勝手に使えないことがわかってちょっとした騒ぎになりました。登録していた千葉県の自営業者が、球団から対価を受けて商標を譲ることで決着がつきそうに報じられていますが、この事件が示すように商標登録は、非常に重要な意味をもつことがあります。日本ではこれまで、商標法などいわゆる知的所有権に対する認識の甘さが指摘されてきました。最近、かなり意識が高まってきたとはいえ、「まだまだだ」と注意を促す声もあります。それではすべての企業がなんでも商標登録しておかなければならないのか？商標登録とは何かを含めて、専門家の弁理士さんに聞いてみました。

商標法によると、商標とは文字、図形、記号、立体的形状やこれらの組み合わせ、これに色彩を加えたマークで、事業者が「商品」または「役務」に使用するものをいいます。会社を示すものとして商号があるように「商品」を表わすものとして商標があります。商品は昔は物だけでしたが平成4年から役務(=サービス)名も商標登録できるようになりました。「役務」とは運送・輸送業とか卸・小売業、金融業、医療、教育など形のない業務のことです。

こうした商標は出所を表示し、その品質を保証する機能を持つものですが、その価値を生かして別の商品に印刷して物を販売したり、サービスを提供することもできます。

阪神球団の社名は「株式会社阪神タイガース」。プロ野球という興行を行い、「役務」の登録になります。当然、各種のグッズを売りますから虎マークの球団旗に「HANSHIN TIGERS」のロゴ(デザイン文字)入りの商標をつくり、玩具、Tシャツなどいくつかの分野で商標登録をしていました。しかし、長い低迷のためか「優勝」のロゴを入れた商標までは頭に無かったようです。その点、千葉のトラキチ氏はタイガースが最下位にあったときから「阪神優勝」の文字と球団旗に似た図形を、衣服、靴(25類)、運動用具、玩具など(28類)の分野で商標出願し、登録を得ていました。タイガース球団はこの2つの分野で「阪神

優勝」のロゴの入った商品を、千葉の業者の許可無く販売できません。今期、タイガース優勝はほとんど間違いなく「阪神優勝」のロゴ入りグッズは飛ぶように売れるはず。高い金でこの商標を買い取るとなると、大きな損失になります。

商標法は登録を先にしたほうが権利を主張できる制度。しかも、商標登録すると、独占排他権をもつことになり、第三社が無断でこれを使うと、差止請求や損害賠償請求権、不当利得返還請求権、さらに信用回復措置請求権というものが発生します。「優勝」が頭から消えていた、といっても弁理士や弁護士たちの眼からは、やはり「うかつ」に映るようです。

とすれば、すべての事業者が自社の製品や役務に商標登録をしておくべきなのか、という心配が出てきます。これについて(株)大阪彩都総合研究所のアドバイザーでもある大島一公弁理士は「アドバイスするとすると、商標登録できるものはしておいたほうがいい、ということになりますね。しかし、出願時点で9万円ほどかかり、審査を経て登録するとすると登録料が6万円、弁理士報酬などを加えると全部で20万円近くかかります。24類も25類もと区分を増やして登録すれば、それだけ高額になります。現実にはタイガースのようなケースはほとんど起きない業種も多く、商標登録していない会社が多いです」という。

特定の大企業からの注文を受け、金型を作るとか、ある規格の歯車を作るといった会社では、商品に名前さえつけていないところさえある。特定の取引先にだけしか製品を売っていない、あるいは「役務」の登録をしなくても商号、屋号だけで十分、仕事ができるところも多い。

さらに、自社ブランドの商品が著名でないとか、特に売れていなければ、他人に商標登録をされる恐れは極めて小さい。一般の企業は「優勝する」ことに備えて商標を考える必要もない。そう考えると、あまり神経質になることは無い会社が多いといえます。

ところが、なかには、商売繁盛の会社を調べ、たくさんの商標を出願、登録しておき、これを使う業者があれば、買い取りを求める商標屋という者もいるのです。

「まるでドロボーやないか！」と怒りたい気持ちになりますが、ある弁理士によると「総会屋は違法ですが、商標屋は合法なのです」。

タイガースのケースを機会に、心配のある企業は自社の商標について専門家の意見を聞き、見直しされてはいかがでしょうか。

以上
(株)大阪彩都総合研究所
主任研究員 橋本 剛